ガイドライン調査

検査済証の無い建築物の増改築や用途変更等をご検討のお客様へ

建築基準法適合状況調査

グッド・アイズは、専門的なスタッフの豊富な経験に基づく事前相談でお客様の疑問点を解決します。
事前のご準備から特定行政庁との協議まで幅広くご相談を受け付けております。

調査にあたってのポイント

必要書類について

特殊建築物の場合、最低限必要になる書類は下記になります。

- 確認申請書（副）の控え
- 定期調査報告書
- 消防設備等点検結果報告書
- 躯体調査報告書

特定行政庁との協議

専門的なスタッフのこれまでの経験に基づき、参考として協議ポイントを提示いたします。

調査項目について

専門的なスタッフのこれまでの経験に基づき、参考として躯体、調査項目、部位、場所、箇所数を提示いたします。

調査にかかる費用について

調査内容　：　ガイドライン調査、調査報告書作成

調査費用　：　一戸建て住宅　330,000円　から（税込）

オフィスビル　660,000円　から（税込）

案件ごとに御見積書を作成しますので、お気軽にご相談ください。

躯体調査（破壊・非破壊検査）も、別途お見積りいたします。
是正があった場合の内容確認・報告書作成も、別途お見積りいたします。

ガイドライン調査の流れ

事前の準備、特定行政庁との協議が重要になります。

依頼者	グッド・アイズ

必要書類の準備

↓

特定行政庁へ確認
調査内容・範囲・添付資料の有無

↓

躯体調査の実施
破壊検査・非破壊検査

↓

確認検査部審査部門と連携し、事前相談を承っております。

↓

机上調査

↓

現地調査

↓

依頼者へ報告書提出

調査内容により、約 30 日～ 45 日

↓

違反事項の有無

違反事項の確定、是正の指導などは特定行政庁の権限です。

↓

特定行政庁へ確認
違反事項の是正対応

↓

是正内容の確認

↓

是正内容報告書の提出

是正内容により、約 30 日～

是正内容の確認が必要になった場合には、別途お見積りが必要になります。

↓

確認申請・法第 12 条 5 項の基礎資料として
特定行政庁・指定確認検査機関へ提出

お問い合わせ

新宿本店　〒169-0073　東京都新宿区百人町 2-16-15 M・Y ビル 3F　ソリューション事業部
TEL：03-3362-0458（直通）　FAX：03-3362-0669　E-MAIL：ge-dd@good-eyes.co.jp